

原子力発電の安全確保と再生可能エネルギー政策の推進

(内閣官房、内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省)

【理由】

東日本大震災に伴い東京電力福島第一原子力発電所で発生した全電源喪失、水素爆発などによる「放射性物質の重大な外部放出」（国際原子力事象評価尺度でレベル7に相当）事故は未だに収束せず、中国地方を含めた我が国全体の国民生活や経済に深刻な影響をもたらしていることから、原子力発電所の安全性に対する不安が立地自治体はもとより国民全体に広がっている状況である。

このため、福島第一原子力発電所事故の早急な収束を図るとともに、事故原因や事故の進展プロセスの徹底的な究明を図り、国の安全規制体制をはじめ、原子力施設の安全確保対策の一層の強化を行い、原子力に関する透明性の確保、積極的な情報公開などにより、国民の信頼回復に取り組むことが必要である。

また、発電所の立地や運転に当たっては、立地地域の実情に配慮した地域振興対策の推進等が、今後とも必要不可欠である。

さらに、環境に対する負荷が少なく、地域に広く存在する再生可能エネルギーの利用拡大についても推進する必要がある。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 原子力発電所に係る安全対策の推進

(1) 事態の収束に関すること

国は、今回の原子力災害に対処するに当たり、当事者としての自覚を持ち、その本来の責務を全うして、一刻も早く事態の収束を図ること。なお、事態の収束に当たっては、国内外の英知を結集し、様々な知見に耳を傾け、柔軟に対応すること。

東京電力株式会社が発表した工程表が確実に実行されるよう、国と事業者が一体となって、あらゆる対策を講じるとともに、工程の前倒しに最大限努めること。

現在も余震が続いていること等から、今後、新たな原子力災害が発生しないよう、原子力発電所の監視を強化するとともに、不測の事態に対応できるように事前措置を講じること。

(2) 情報公開及び説明責任に関すること

今回の原子力災害に関して、現時点で把握している情報を系統的に分析・整理した上で、すべてを速やかに公開し、関係自治体に対して遅滞なく連絡を行うとともに、指示や連絡に当たっては、いたずらに住民の不安や混乱を招くことのないよう、明確な根拠に基づいた分かりやすい説明を行うこと。

また、環境中に放出された放射性物質の影響については、特に国民の関心が高いことから、国は、放射線モニタリング結果とともに、放射性物質が健康に与える影

響等について、科学的根拠に基づいた正確な情報を広く分かりやすく、かつ迅速に提供すること。

特に、子どもたちやその保護者が正しい知識を身に付けることができるよう、放射線と健康に対する教育や広報を実施すること。

更に、現在、全国の多くの原子炉が定期検査等の理由により停止中であり、今後、順次定期検査に入る原子炉もあるという状況を踏まえ、日本全体及び各地域の電力需給の定量的な見通しについて、国が責任を持って、国民全体に明確に示すこと。

(3) 原子力施設の安全対策に関すること

国は、去る3月30日に事業者に指示した「緊急安全対策」についての確認・評価を踏まえ、現在運転中の原子力発電所の運転継続や起動を控えている発電所の運転再開に支障はないとしているが、浜岡原子力発電所についてのみ運転停止要請をしたこととの整合性を含め、安全基準などの判断根拠を、国が責任を持って、立地及び周辺自治体に具体的に示すとともに、国民に説明すること。

福島第一原子力発電所の事故原因について、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」において徹底した調査と検証を行い、その情報について、国民の前に明らかにするとともに、その検証結果を踏まえ、立地地点の特性を十分に考慮した安全審査指針など、安全基準の見直しをはじめとした安全対策全体の総点検を行うこと。

また、地震、津波の影響はもとより、高経年化やMOX燃料の使用などの影響も含め、様々な角度から詳細な解析・評価を行い、水素爆発防止策、燃料プールの構造・管理方法の改善策などの具体的な安全対策について、抜本的な対策を検討・実施すること。

(4) 原子力防災体制の強化に関すること

事故の想定、E P Zの見直し、複合災害の想定など、防災指針の見直しを早急に行うとともに、関係隣接県の取扱いの広範囲化など、速やかに原子力防災対策を強化すること。

今回の事故における避難区域等が、どのような根拠に基づき設定されたのか、関係自治体へ早急に説明するなど、関係道県・市町村が行う地域防災計画の見直しに対して協力・支援を行うとともに、県をまたがった広域避難や行政機能の移転等の課題に対しても対応できるよう、国が前面に立った防災体制を構築すること。

多数の住民が迅速かつ確実に避難するための避難道路や万が一の際の初動活動を迅速に行うための道路について、国の負担を強化するなど、別枠で予算を確保した上で、早急な整備・維持を図ること。

大規模な災害時に緊急に対応できるよう、国は、モニタリングポストの設置やスピーディネットワークシステム端末の各自治体への設置など緊急時モニタリングや緊急被ばく医療等の原子力防災対策に必要な資機材等について網羅的に整理し、必要なものから整備・備蓄すること。また、国として、災害発生時に、修復や医療等に速やかに対応できる体制の整備、実践的な経験・専門的知識を有する要員の養成等、自治体を支援するための体制を構築すること。

(5) 原子力安全規制体制の強化に関すること

今回の事故に係る分析・検証結果を踏まえ、原子力安全行政の客観性と信頼性を高めるため、原子力安全・保安院を経済産業省から分離するとともに、原子力安全委員会を含めた国の安全規制体制の在り方を見直すこと。また、各事業者の安全管理体制の充実が図られるよう、国の指導・監督体制を強化するとともに、規制・監

督の実を上げるための人事管理の在り方や人材の育成について、検討を行うこと。

今回の事態を踏まえ、これまで、問題が起こる度にその都度改正を重ねてきた原子力安全規制に関する現行の法制度について、抜本的な見直しを行い、国民の安全・安心により重点を置いた法制度を整備すること。

(6) 風評被害の防止等に関すること

広範囲に放射性物質が放出されたことで、国民の間に農林水産物等や加工食品への不安が見受けられることから、国として、環境放射線モニタリングを強化し、測定結果やその評価を速やかに公開すること。

また、風評被害を未然に防止するため、農林水産物加工品などに対する取扱基準や商取引における放射線量のガイドラインを明らかにするなど、最大限の対策を実施すること。

風評被害の払拭や防止には、的確かつ継続的な情報発信を行うことが極めて有効であることから、国内外に対し、放射性物質の検査数値及びその結果に基づく評価を継続的に公表すること。

特に、落ち込みの激しい海外からの観光客誘致、食品及び工業品輸出の通常化のため、安全であることを保証するための体制づくりを進め、日本の国際的な信用・信頼の確保に努めること。

2 エネルギー政策の抜本的な見直し

この度の震災及び原子力災害を踏まえ、これまでの我が国のエネルギー政策を抜本的に見直し、国民的な議論を行った上で、今後のエネルギー政策の新たなビジョンを早急に策定すること。新ビジョンにおいては、その具体的な工程を明らかにするとともに、太陽光、バイオマス、風力、水力など、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの普及促進を更に加速させること。

併せて、現在法案が審議されている「再生可能エネルギーの全量買取制度」の早期実現や技術開発の積極的な推進を行うとともに、発電事業者をはじめ関係者の意見を十分反映し、新規発電設備の設置が更に促進されるよう補助制度も含めた制度を確立すること。

また、各地域に潜在する再生可能エネルギーをその地域で効果的に活用する「再生可能エネルギーの地産地消」の確立を目指し、規制緩和や必要な法整備を講ずるとともに、地域における再生可能エネルギーの総合的な開発利用対策を推進する技術開発・情報交換、財政措置等の充実を図ること。

3 電源立地対策の推進

電源立地地域の自主的、恒久的地域振興が可能となるよう電源三法交付金制度に関し、次の事項について充実強化し、制度の改善を図るとともに、期限が10年間延長された「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」について、引き続き原発立地地域の振興が図られるよう、財政支援制度を拡充すること。

(1) 交付単価の引上げや交付期間の延長等を図ること。

(2) 地方公共団体の自主的・弾力的活用がより一層図られるよう見直すこと。